

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 19 日 (火) 第 449 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○家畜伝染病予防法に基づく注射の実施

(畜産課取扱い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 715 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により，家畜の所有者に対し，次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和 5 年 9 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼養している豚及びいのししであって家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
令和 5 年 9 月 27 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射